「家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する等の政令案及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年６月 25 日
農林水産省消費・安全局

この度、「家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する等の政令案及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和８年５月 20 日から６月８日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、２名の方から６件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見を適宜要約等の上、集約、整理した上で、御意見に対する考え方を別紙１のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

また、本件につきましては、パブリックコメントに付した案に一部修正を加え、別紙２・３のとおり一部改正等を行うこととしましたのでお知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ】
農林水産省消費・安全局動物衛生課
電話：03-3502-5994